

～パワーハラスメント対策が事業主の義務となりました～

問 本庁舎人権推進課 ☎ 0857-30-8071 ✉ 0857-20-3945

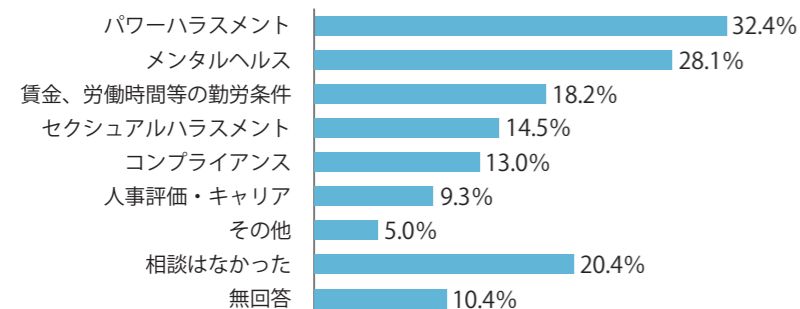
「労働施策総合推進法」が改正され、パワーハラスメント対策が法制化されました。法改正により、令和2年6月1日から職場におけるパワーハラスメントの防止措置を講ずることが事業主の義務となりました（中小企業は令和4年4月1日から）。

パワーハラスメントとは

パワーハラスメント（パワハラ）は労働者の就業意欲を低下させたり、精神的な障害を引き起こす、重大な人権侵害です。厚生労働省が平成29年4月に公表した「平成28年度職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書」によると、従業員からの相談で最も多いテーマがパワハラ（32.4%）となっています。前回調査（平成24年度）の22.0%と比べても増加しており、パワハラへの予防・解決に向けた取り組みの強化が求められています。

法では、パワハラ（パワハラ）の定義を①優越的な関係を背景に行われること、②業務上必要かつ

従業員から相談の多いテーマ（2つまで）※対象：相談窓口を設置している企業



出典：厚生労働省「平成28年度職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書」

パワハラをなくすために

事業主には、①パワハラの内容や行為者を厳正に対処すること、②相談窓口の設置、③相談者・行為者などのプライバシー保護、相談したことなどを理由として不利益取扱をされない旨を定め、これらを周知する義務があります。また、相談が寄せられた場合、迅速かつ適切な対応をしなければなりません。その他、アンケートによる実態把握や研



相当な範囲を超えて行われること、③就業環境を害することとしていきます。具体的には、次の6つの類型に分けられます。①身体的攻撃（暴行・傷害）、②精神的攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・暴言）、③人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）、④過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不

可能なことの強制・仕事の妨害）、⑤過小な要求（仕事を与えない、能力に比べ程度の低い仕事を与える）、⑥個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）が挙げられます。ただこれらの例はすべてを網羅しているわけではなく、個別の事案の状況などによってパワハラに該当する場合があります。ことに留意が必要です。

修などを行うことが望ましいとされており、積極的に取り組むことが求められています。同じ職場で働く人同士が、互いの価値観や違いを認め尊重しあい、職場のなかに存在する問題を見逃さず、パワハラやそれに関連する行為を受けている人がいたら、孤立させないことが大切です。さらに、パワハラを当事者や労働者だけの問題として考えるのではなく、社会全体の問題として、一人ひとりが関心をもち、許さないという意識をもつことも、予防・解決の大きな助けとなるでしょう。人生のなかで多くの時間を過ごす職場が、誰もが安心して働くこと、過ごすことができる場所になるよう、みんなで取り組んでいきましょう。

◆パワーハラスメントに関する相談はこちらへ
問 鳥取労働局
総合労働相談コーナー
0857-22-7000

日本庁舎跡地の活用検討を進めています

問 本庁舎政策企画課（〒680-8571 鳥取市幸町71）
☎ 0857-30-8012 ✉ 0857-20-3040 ✉ kikaku@city.tottori.lg.jp

一緒に考えましょう鳥取市の将来

鳥取市役所旧本庁舎・第二庁舎は、老朽化が進んでいるため、新庁舎への移転に伴い解体することとなりました。

旧本庁舎と第二庁舎が立地していた場所は、56年もの長きにわたり多くの人々に利用され、親しまれてきた全市民の貴重な財産です。そのため本市では、跡地の利活用を検討するに当たり、さまざまな方法で幅広くご意見を伺うべきであると考えます。

みなさんに親しまれるとともに、本市の活性化につながる活用策となるよう、丁寧に検討していきたいと考えていますので、たくさんのご意見をお寄せいただきますようよろしくお願いいたします。

跡地活用策検討スケジュール

求められる機能の検討	令和2年10月～11月	跡地に求められる機能について、「①各種団体との意見交換会」「②市民を対象としたワークショップ」「③大学生や高校生などを対象としたストリートミーティング」などの方法で市民の意見を伺います。
	令和3年2月～3月	上記①②③などで伺った意見を取りまとめ、その後、市民アンケートなどを実施して「求められる機能」に関する本市の考えをまとめていきます。
活用策の検討	令和3年5月～6月	令和2年度にまとめた「求められる機能」の案をもとに、活用策について上記①②③などの方法で市民の意見を伺います。
	令和3年9月	伺った意見を取りまとめて、市民アンケートなどを実施して活用策を絞り込んでいきます。
選定	令和4年3月	活用策の案を比較・評価し、一定の方向性を示します。

日本庁舎跡地活用について考えるワークショップの参加者を募集します

日本庁舎跡地活用に「求められる機能」について話し合います。

【開催時間】14時00分～17時00分
【参加条件】市内在住者
【定員】各会場50人程度
【応募方法】10月16日（金）までに、住所、氏名、年齢、職業、電話番号、希望会場（第1～第3希望日）を明記のうえ、郵送・ファクシミリ・電子メールまたは直接来庁のいずれかで問い合わせ先へお申し込みください。

開催日	会場（主な対象地域）
10月25日（日）	河原町コミュニティセンター（河原町・用瀬町・佐治町）
11月1日（日）	鳥取市民会館（中心市街地）
11月7日（土）	福部町コミュニティセンター（国府町・福部町）
11月8日（日）	鹿野町総合支所（気高町・鹿野町・青谷町）
11月15日（日）	市役所本庁舎（鳥取地域）

※今回のワークショップへの参加は、お一人様1回に限らせていただきます。
※ご参加いただく会場などの詳細は、参加者数などを考慮して決定し、お知らせします。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、内容や時間を変更する場合があります。
※ワークショップに参加できない人も10月25日から11月15日までの期間に本市公式ホームページの「e-鳥取市役所」とっとり電子申請サービスの専用フォームでご意見をお寄せいただけます。